

(介護予防)

# 小規模多機能型居宅介護

## 利用約款及び重要事項説明書

医療法人社団 日翔会

小規模多機能ホームきんもくせい

小規模多機能型居宅介護利用約款及び重要事項説明書

制定日：2023/05/01

改訂日：2026/01/01

# 小規模多機能ホームきんもくせい利用約款

様（以下、「利用者」といいます。）と小規模多機能ホームきんもくせい（以下、「事業者」といいます。）は、事業者から提供される（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス（以下、「サービス」といいます。）を受け、利用者またはその家族等（以下、「利用者等」といいます。）が、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約をします。

## （約款の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、その居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

## （利用期間）

第2条 利用期間は、 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の2週間前までに、利用者等から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## （（介護予防）居宅サービス計画等の決定）

第3条 事業所の管理者（以下、「管理者」といいます。）は、事業所の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」といいます。）に利用者の（介護予防）居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 介護支援専門員は、（介護予防）居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

3 介護支援専門員は、利用者等の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するまでの留意点などを盛り込んだ（介護予防）居宅サービス計画と（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書の原案を作成します。

4 介護支援専門員は、前項で作成した（介護予防）居宅サービス計画の原案に盛り込んだ（介護予防）居宅サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

## （（介護予防）居宅サービス計画等の変更）

第4条 利用者が（介護予防）居宅サービス計画と（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書の変更を希望した場合、または（介護予防）事業者が居宅サービス計画と（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書の変更を必要とした場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、（介護予防）居宅サービス計画を変更します。

#### (介護保険給付対象サービス)

第5条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設のサービス拠点において、利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下「通いサービス」といいます。）利用者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下「訪問サービス」といいます。）及び事業所の拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」といいます。）を柔軟に組み合わせ、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

#### (サービス利用料金の支払い)

第6条 利用者等は、事業者に対し本約款に基づくサービスの対価として【別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 事業者は、当該月利用料金を月末締めで計算し、請求明細書を翌月15日までに手渡し、または利用者等が指定する送付先に送付する。利用者等は事業者に対し請求明細書を受け取った月の末日までに重要事項説明書に定める支払い方法により、利用料金を支払うものとします。

#### (サービス提供の記録)

第7条 事業者は、利用者に（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求められた場合には原則としてこれに応じます。但し、家族その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

#### (身体の拘束)

第8条 事業者は、原則として身体拘束は行いません。但し緊急やむを得ない場合は、所長が判断し実施する場合があります。また、徘徊などの著しい利用者の屋外出などの行動を制限することがあります。その際は、事業者の検討会議で検討し実施しその理由を記録に記載することとします。

#### (秘密保持)

第9条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者等からあらかじめ文書により説明し同意を得ます。

- (1) 介護保険サービス利用のための市町村、介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供。
- (2) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は利用終了後も同様の取り扱いとします。
- 3 利用者の個人情報の使用については、『個人情報保護方針』を基に、利用者等に文書により説明し同意を得ます。
- 4 事業所の従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契

約内容とします。

(緊急時の対応)

第10条 事業者は利用者に対し、診療が必要と認める場合、協力病院または協力歯科医院での診療を依頼することがあります。

- 2 事業者は利用者に対し、介護保険サービスでの対応が困難な状態、または専門的な医学的な対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、利用者の心身状態が急変した場合、その他必要な場合、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護利用同意書の緊急時の連絡先に連絡をします。

(要望書または苦情の申し出)

第11条 利用者等は、事業者の提供するサービスに対しての要望または苦情等について、備え付けの用紙か、メモ書きしたものを所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して管理者に申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 事業者は、サービス提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者等は連帶して事業者に対してその損害を賠償するものとします。

(身元引受人(連帯保証人))

第13条 利用者は事業者に対して、身元引受人(連帯保証人)を立てていただきます。ただし身元引受人(連帯保証人)を立てることができない相当の理由を事業所が認める場合には、この限りではありません。

- 2 身元引受人(連帯保証人)は次の各号に責任を負います。
  - ① 本サービスにかかる利用者負担金について契約者本人の連帯保証人となることに同意すること。
  - ② 連帯保証人は利用者と連帶して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。
  - ③ 前項の負担は、利用料の10か月分を限度とします。
  - ④ 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
  - ⑤ 利用者及び身元引受人(連帯保証人)以外の親族に事業者に対する要望等がある場合は、必ず身元引受人(連帯保証人)を介して伝えること。

(契約の終了)

第14条 利用者等は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。但し、利用者の病変、急な入院等でやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
  - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院若しくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - ③ 利用者等が事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者から事前に介護認定の更新がなされず、契約の適用期間が満了した場合
  - ② 利用者が介護保険施設等に入所・入院した場合
  - ③ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
  - ④ 利用者が亡くなられた場合、もしくは被保険者の資格を喪失した場合

#### （本契約に定めのない事項）

- 第15条 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者等と事業者が誠意をもって協議のうえ定めることとします。

#### （裁判管轄）

- 第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

#### 附則

- 令和 5年 5月 1日施行  
令和 5年 9月 1日改訂  
令和 5年 12月 1日改訂  
令和 6年 4月 1日改訂  
令和 6年 9月 1日改訂

# 小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

< 令和7年5月1日 現在 >

## 1. 当事業所等が提供するサービスについての相談窓口

- ① 小規模多機能ホームきんもくせいの相談窓口は、【別紙】に定めるとおりとします。
- ② 医療法人社団 日翔会の相談窓口は、【別紙】に定めるとおりとします。
- ③ その他

当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口、鳥取県国民健康保険連合会等でも受け付けています。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
日野町役場 健康福祉課	0859-72-0334
鳥取県国民保険団体連合 介護サービス苦情相談窓口	0857-20-2100

## 2. 当事業所の概要

### （1）事業所の名称等

法人名	医療法人社団 日翔会
施設	小規模多機能ホームきんもくせい
開設年月日	令和5年5月1日開設
代表者氏名	理事長 徳久剛史
所在地	鳥取県日野郡日野町根雨899番地1
電話番号	0859-72-2250
介護保険事業者番号	3191600059号

### （2）提供できるサービスの種類及びサービス提供地域

提供できるサービス種類	小規模多機能型居宅介護
サービスを提供する地域	日野町

## 3. サービス内容

- （1）通いサービスは、事業所の送迎または家族等の送迎にて事業所に通っていただき入浴、排泄、食事のサービスを身体状況に応じて自立を目的に援助します。
- （2）宿泊サービスは、通いサービスと同じ場所で同じ介護従事者が、通いサービスの延長線上で生活状況、身体状況に応じて必要な宿泊の援助を行います。
- （3）訪問サービスは、通いサービスや宿泊サービスと同じ介護従事者が在宅を訪問し、その日の状態に合わせた在宅で必要な援助を行います。

## 4. 利用定員

- （1）定員（登録者）は29名です。

- (2) 通いサービス利用の定員は、1日18名までとします。
- (3) 宿泊サービス利用の定員は、1日9名（各個室：ベッド、テレビ、布団等、冷暖房完備）までとします。

## 5. 利用料金

- (1) 利用料金は、【別紙】のとおりとする。

### (2) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、口座自動引き落とし、振込（銀行、郵便局）の中からご契約の際に選べます。（サービス利用、当初3か月間は現金でのお支払いもお受けいたします。）

## 6. 病院へ入院された場合の利用料金の請求について

病院へ入院され当月以内、又は翌月以内に退院され再び利用となった場合は、1か月の決められた（介護予防）指定小規模多機能型居宅介護の利用単位ごとの料金を頂きます。ただしこれに該当しない場合（登録解除）は、（介護予防）指定小規模多機能型居宅介護の利用単位ごとの日割計算した料金の請求をさせて頂きます。

## 7. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

直接事業所にお申込みいただくか、担当の介護支援専門員または地域包括支援センターにご相談ください。当事業所職員が事前にお伺いします。（介護予防）居宅サービス計画の作成、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

#### ② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。  
その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所された場合

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

- ・ 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- 利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3か月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者等が当事業所や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがあります。

## 8. 当事業所サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者等のニーズを適確に捉え、(介護予防) 居宅サービス計画、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画を作成することにより、利用者が必要とされる適切なサービスを提供します。

地域社会から切り離さず、お一人ひとりが快適な生活を送れるように支援、援助をいたします。

利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。

利用者及びそのご家族等のニーズを的確に捉え、必要とされる適切なサービスを提供します。

利用者一人ひとりの生活リズム、意欲を尊重します。

利用者の社会的孤立の解消を目指します。

利用者と感動、喜びを共有します。

### (2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	年1回 以上実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
第三者による評価の実施	○	事業所の自己評価を第三者が出席する運営推進会議にて報告し、公表します
その他		

## 9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、緊急時の連絡先に連絡するとともに、主治医、救急隊、親族へ速やかに連絡いたします。

## 10. 非常災害対策

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| ・防災時の対応 | ・・・・江府消防署に連絡              |
| ・防災設備   | ・・・・自動火災報知機、スプリンクラー設備、消火器 |
| ・防災訓練   | ・・・・年2回                   |
| ・防火責任者  | ・・・・杉本 真理                 |

## 1.1. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- ② 虐待防止に関する担当者の設置 ・・・ 山田 嘉子
- ③ その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

## 1.2. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1.3. 衛生管理等

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための対策（委員会の開催、指針整備等）
- ③ 従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ④ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 1.4. その他

事業所では、利用者を対象にしたレクリエーション行事などの写真を広報誌や施設内に掲載することがありますが、ご了承ください。なお、掲載を希望されない方はお申し出ください。配慮いたします。

## 附則

令和 5年 5月 1日施行  
令和 5年 9月 1日改訂  
令和 5年 12月 1日改訂  
令和 6年 4月 1日改訂  
令和 7年 5月 1日改訂

## 【別紙】

令和8年1月1日現在

### 1. 当事業所の営業時間

月・火・水・木・金・土・日	通いサービス	8時30分～17時30分
	宿泊サービス	17時30分～翌8時30分
	訪問サービス	24時間

### 2. 当事業所の職員体制

職種	勤務形態・人数	備考
管理者	常勤 1名（兼務）	
介護支援専門員	常勤 1名（兼務）	
看護職員	常勤 1名	
介護職員	常勤換算にて 7名以上	

### 3. 当事業所の設備の概要

構造	鉄骨造（2階）	浴室（1箇所）	5.92 m <sup>2</sup>
建築面積	311.49 m <sup>2</sup>	和室（1室）	6畳 9.06 m <sup>2</sup>
居間 兼 食堂	69.56 m <sup>2</sup>	送迎車	2台
宿泊室（9部屋）	1部屋あたり 9.94 m <sup>2</sup>		

### 4. 利用料金

#### 【基本料金】

項目	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	3,450円	6,900円	10,350円
要支援2	6,972円	13,944円	20,916円
要介護1	10,458円	20,916円	31,374円
要介護2	15,370円	30,740円	46,110円
要介護3	22,359円	44,718円	67,077円
要介護4	24,677円	49,354円	74,031円
要介護5	27,209円	54,418円	81,627円

### 【各種加算料金】

項目	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件等
特別地域加算	基本料金×15%			
初期加算	30 円	60 円	90 円	1日につき、登録後 30 日間
認知症加算	760 円	1,520 円	2,280 円	1月につき (認知症日常生活自立度Ⅲ以上)
	460 円	920 円	1,380 円	1月につき (要介護 2 に該当し、認知症日常生活自立度Ⅱ)
若年性認知症利用者受入加算	800 円	1,600 円	2,400 円	1月につき
看護職員配置加算	900 円	1,800 円	2,400 円	1月につき
総合マネジメント体制強化加算	1,200 円	2,400 円	3,600 円	1月につき
サービス提供体制強化加算	350 円	700 円	1,050 円	1月につき
科学的介護推進体制加算	40 円	80 円	120 円	1月につき
生産性向上推進体制加算	10 円	20 円	30 円	1月につき
介護職員等処遇改善加算	(基本料金+各種加算料金) ×14.6%			

### 【その他の費用】

項目	金額	内容
食費	朝食 (1回につき) 400 円 昼食 (1回につき) 800 円 夕食 (1回につき) 600 円	材料費、調理費、嗜好飲料を含む
宿泊費	(1泊につき) 2,200 円	全室個室 テレビ、ベッド、布団等、冷暖房完備
入院時居室料	(1日につき) 2,000 円	長期泊り利用の方が入院され居室を確保される場合
手数料	郵便局 10 円 銀行 55 円 JA 22 円	利用料について、口座振替ができなかった場合、振込手数料をご負担いただきます

- ※ その他に、おむつ代、理美容代、洗濯代、レクリエーション等に係る費用等は自己負担となります。
- ※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。
- ※ サービス提供証明書を後日、日野町の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

### 5. 健康上の理由による対応

利用者の体調不良及び発熱などの症状がみられる場合は、ご家族に連絡し、ご家族の送迎によっての病院受診をお願いしています。但し、下記に記載している協力医院については、事業者側での

医院送迎は可能ですが、医院内ではご家族に対応をお願いしています。

## 6. 協力医療機関

事業所では、下記の医療機関にご協力いただき、利用者が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医院	名 称	日野病院組合 日野病院（内科・脳神経内科・外科・整形外科・眼科）
	住 所	鳥取県日野郡日野町野田332番地
	電 話	0859-72-0351
○協力歯科医院	名 称	おか歯科医院（歯科・歯科口腔外科）
	住 所	鳥取県日野郡日野町根雨448番地
	電 話	0859-77-0114

## 7. 相談、要望、苦情等の窓口

（介護予防）小規模多機能型居宅介護に関する相談、要望、苦情等は、下記までお申し出ください。

### ☆ 相談窓口☆

#### ① 当事業所の相談、要望、苦情等の受付窓口

所長・管理者 山田 嘉子（介護福祉士、介護支援専門員）  
電話番号 0859-72-2250  
F A X 0859-72-2251  
受付時間 8:30～17:30

#### ② 医療法人社団 日翔会の相談、要望、苦情の受付窓口

医療法人社団 日翔会 総合相談室  
電話番号 0859-72-0410  
F A X 0859-72-1784  
受付時間 8:30～17:30

※①については、緊急の場合は受付時間外でも対応いたします。

## 附則

1. 令和 5年 5月 1日施行
2. 令和 5年 9月 1日改訂
3. 令和 5年12月 1日改訂
4. 令和 6年 4月 1日改訂
5. 令和 6年 6月 1日改訂
6. 令和 7年 5月 1日改訂
7. 令和 7年10月 1日改訂
8. 令和 8年 1月 1日改訂

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者及びそのご家族等に対して利用約款・重要説明事項及び別紙・個人情報保護方針・サービス利用におけるリスク説明書の書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

〈事業者〉 住 所 鳥取県日野郡日野町根雨899番地1  
法 人 名 医療法人社団 日翔会  
事 業 所 名 小規模多機能ホームきんもくせい  
事 業 所 番 号 3191600059 号  
代 表 者 氏 名 理事長 徳 久 剛 史 印  
説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用約款・重要事項説明書及び別紙・個人情報保護方針・サービス利用におけるリスク説明書により、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護についての重要な説明を受けました。その上で、貴事業所が提供する(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスを利用します。また、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス提供における個人情報の使用について同意しました。

年 月 日

《利用者》

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

《身元引受人及び連帯保証人》

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との続柄 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

【本約款第6条の請求書・明細書の送付先】

氏 名	(利用者との続柄)
住 所	
電話番号	自宅

【本約款第10条の緊急時連絡先】

氏 名	(利用者との続柄)
住 所	
電話番号	自宅 勤務先